

令和4年6月

逗子市教育委員会定例会

令和4年6月27日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和4年6月27日逗子市教育委員会6月定例会を逗子市役所5階第3会議室に招集した。

◎ 出席者

教 育 長	大河内 誠
教育長職務代理者	星 山 麻 木
教 育 委 員	若 林 順 子
教 育 委 員	高 橋 康
教 育 委 員	福 田 幸 男
教 育 部 長	村 松 隆
教 育 部 次 長	佐 藤 多佳子
教育総務課長事務取扱	
教 育 部 参 事 (学 校 教 育 担 当)	杵 山 英 廷
学校教育課長事務取扱	
学校教育課担当課長 (学 事 指 導 担 当)	西 村 知 子
教育総務課担当課長 (施設整備担当)	橋 本 直 樹
兼学校教育課担当課長 (学校給食担当)	
社 会 教 育 課 長	佐 藤 仁 彦
図 書 館 長	塚 本 志 穂
療育教育総合センター長	藤 井 寿 成
こども発達支援センター長事務取扱	
療育教育総合センター主幹	出 居 尚 樹
教育研究相談センター所長	
教育部次長 (子育て担当)	島 貫 宏
子育て支援課長事務取扱	
市 民 協 働 部 長	岩 佐 正 朗

文化スポーツ課長 香山 智

事務局

教育総務課副主幹 須田 純子

教育総務課主事 吉井 まどか

◎ 開会時刻 午後2時30分

◎ 閉会時刻 午後3時22分

◎ 会議録署名委員決定 星山委員、福田委員

○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○大河内教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年逗子市教育委員会6月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は星山委員、福田委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「4月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第1「4月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、4月定例会会議録は承認いたします。

若林委員、高橋委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項について」

○大河内教育長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

それでは、私のほうから令和4年度神奈川県都市教育長協議会総会がございましたので、報告させていただきます。5月30日に、海老名市におきまして神奈川県都市教育長協議会が行われました。当日は、前半が議事内容、後半は神奈川県教育委員会教育局教育参事官宮村氏による支援教育のさらなる推進についてをテーマにした講演がございました。ここでは、前段の議事についてはたくさんございましたので、その中でかいつまんで御報告させて

いただきます。

まず初めに、令和3年度の会務報告といたしまして、令和3年11月から令和4年5月まで行われました関東地区及び全国都市教育長協議会の議事報告がございました。これは書面開催、オンラインで開催されたという報告がございました。関東地区都市教育長協議会につきましては、令和4年度、今年度、第72回全国都市教育長協議会が山口市で行われますので、その日程についての説明、それから役員人事についての報告がありました。

続いて、全国の都市教育長協議会につきましては、令和4年度の事業計画、それから報告があった、その他の事項の中に全国の教育長会議で部活動の地域移行に関する課題及び解決方策について、スポーツ庁への意見書を提出した旨の報告がございました。

続きまして、講演のほうの説明に移らせていただきます。先ほど申し上げましたように、県の宮村参事官により支援教育のさらなる推進について講演がありました。冒頭に、NHKのニュースでも報道されたのですが、4月に開校された相模原市のこれは夜間中学校の部なのですけれども、大野南中学校分校についての紹介ビデオがありました。設置場所につきましては、神奈川県立神奈川総合産業高校内にあるのですが、生徒を中心にビデオ放映されまして、授業は夕方5時から9時まで、月曜日から金曜日まで毎日授業があること、年間約200日の授業があるということで、中学校の各教科の教員が授業をしておりましたけれども、授業料は無料。それから、夜間中学校を卒業すると中学校の卒業資格を得るという説明がありました。

その中で私が一番印象的だったのが、中学校を卒業した生徒がインタビューに答える場面でしたけれども、コロナ禍でお母さんの実家、フィリピンのほうに2年前に帰省したところ、新型コロナウイルスの感染拡大で帰れなくなり、中学校の教育がほとんど受けられなかったと。その生徒が夜間中学で生き生きと、学べなかった学習をしている姿が放映されており、すごく胸を打つような感想を私は得ました。

その中に、誰一人ドロップアウトさせない夜間中学、丁寧な対応ということで、入学対象者に向けては丁寧な対応でドロップアウトさせないというような、そういう方向で授業を進めている部分が紹介されておりました。誰もが安心して通える、魅力ある学校づくりということで、全ての児童・生徒が自分の居場所がある。誰かとつながっていると実感し、明日への意欲、学びに向かう力を培っていくことのできる学校、環境づくりはふだんの生活の検証、充実改善が大前提となるということで、そのためには支援教育の理念に基づくインクルーシブな学校づくりが大切だという宮村参事官からのまとめの言葉がございました。

本件について、御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、教育部長から報告。

○村松教育部長

私から、令和4年市議会第2回定例会の概要について御報告させていただきます。市議会第2回定例会は、6月3日から6月17日までの15日間を会期として開催されました。本定例会には、報告2件、議案4件、陳情3件が上程されました。そのうち、教育委員会に係る案件を中心に御報告をいたします。

まず、招集日6月3日の本会議におきまして、会期の決定の後、教育委員会の予算を含みます令和4年度逗子市一般会計補正予算（第2号）その他の議案及び陳情について、各常任委員会等に付託をされました。

6日に教育民生常任委員会が開催され、議案第36号令和4年度逗子市一般会計補正予算（第2号）、陳情第6号教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元をはかるための2023年度政府予算についての陳情に関して審査のため、教育部関係職員が出席をいたしました。審査の結果、表決におきまして、議案につきましては全会一致で可決承認、陳情は賛成多数で了承されました。

6月15日、本会議が再開され、議案第36号令和4年度逗子市一般会計補正予算（第2号）を含む議案につきましては、いずれも原案が可決、承認されております。

その後、一般質問に移行いたしまして、まず丸山議員からは子育て施策について、また砲台に消えた子どもたちについて、眞下議員から子育てしやすいまちについて、16日には桑原議員から学校でのいじめ問題について、ICT教育の推進について及び青少年健全育成と子ども議会について、高野毅議員から公立中学校の部活動について、八木野議員からは市営施設の管理について、デジタル化推進について、小・中学校教育についての質問がありました。翌17日には加藤議員、データサイエンスによるまちづくりについて、災害対策について、ヤングケアラー対策について、匂坂議員からは新型コロナウイルス感染症対策について、学校教育について、田幡議員からカーボンニュートラルについて、子育て支援についての質問が行われ、市長、教育長ほか私も答弁をいたしました。

一般質問終了後、教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元をはかるための2023年度政府予算についての意見書の提出について採決が行われましたが、本案は賛成少数で否決となりました。

以上で市議会第2回定例会は閉会となっております。

なお、次回市議会第3回定例会は9月6日（火曜日）に招集予定となっております。

以上で報告を終わります。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

以上で教育長報告事項についてを終わります。

◎日程第3「報告第9号議案（令和4年度逗子市一般会計補正予算（第2号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

日程第3「報告第9号議案（令和4年度逗子市一般会計補正予算（第2号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

報告第9号議案（令和4年度逗子市一般会計補正予算（第2号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から議案作成に関する意見を求められ、その回答について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により、別紙のとおり回答をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案について御説明をいたします。ページをおめくりいただきまして、予算に関する説明書、こちらの16ページ、17ページをお開きください。第9款教育費、第1項教育総務費、第4目教育研究所費、教育研究所維持管理事業につきましては、電力調達コストの高騰により電気料金単価を改定するための予算不足見込額として46万4,000円を計上するものです。

次に、補助執行の事務について御説明をいたしますので、お戻りいただきまして10ページ、11ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、説明欄の2の3、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、非課税世帯や家計が急変した世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する経費として4,163万円を計上するものです。

12ページ、13ページをお開きください。説明欄3の2、子育て支援センター運営事業につ

きましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、適切な室温管理環境を確保するため、空調設備の更新工事を行う経費として34万1,000円を計上するものです。

説明欄3の6、一時預かり事業につきましては、国及び県の子ども・子育て支援交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、一時預かりを実施する市内幼稚園に補助金を交付する経費60万円を計上するものです。

説明欄3の8、放課後児童クラブ事業につきましては、国及び県の子ども・子育て支援交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、市内放課後児童クラブ管理者に補助金を交付する経費270万円を計上するものです。

説明欄4の2、民間保育所等運営支援事業につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、市内保育所等に補助金を交付する経費590万円を計上するものです。

説明欄9の1、ふれあいスクール事業につきましては、ふれあいスクール及びホットスペースにおいて、新型コロナウイルス感染拡大予防のための消耗品等を整備するための経費として148万4,000円を計上するものです。

説明欄11の1、児童育成事務費につきましては、市内保育所等の入所申込みにおいて、受付処理等の効率化を図り、申請者の利便性を高めるため、電子申請システムを導入するための経費として37万2,000円を計上するものです。

第3目こども発達支援センター費、こども発達支援センター運営事業につきましては、電力調達コストの高騰により電気料金単価を改定するための予算不足見込額として、204万5,000円を計上するものです。

第4目母子福祉費、説明欄1の6、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する経費として2,229万9,000円を計上するものです。

14ページ、15ページをお開きください。第5目児童福祉施設費、湘南保育園維持管理事業及び小坪保育園維持管理事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品等を購入する経費として、それぞれ50万円を計上するものです。

第7目体験学習施設費、体験学習施設維持管理事業につきましては、電力調達コストの高騰により電気料金単価を改定するための予算不足見込額として208万2,000円を計上するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、説明欄1の1、予防接種事業につきま

しては、国において子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を差し控える旨の通知が廃止されたことから、予防接種法に基づく接種委託料その他必要な経費として3,765万円を計上するものです。

説明欄3の1、乳幼児健診事業につきましては、健診会場における新型コロナウイルス感染症拡大予防のための消耗品等を整備するための経費として、28万8,000円を計上するものです。

続きまして、これらに見合う歳入につきまして御説明いたします。説明書の4ページ、5ページをお開きください。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第3節児童福祉総務費補助金、説明欄1、子ども・子育て支援交付金につきましては、一時預かり事業及び放課後児童クラブ事業の財源として計上するものです。

説明欄6、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、民間保育所等運営支援事業並びに湘南保育園維持管理事業及び小坪保育園維持管理事業の財源として計上するものです。

説明欄7、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、及び説明欄8、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の財源として、それぞれ計上するものです。

第5節、母子福祉費補助金、説明欄1、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、及び説明欄2、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の財源として計上するものです。

第16款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金、第4節児童福祉費補助金、説明欄7、子ども・子育て世帯支援交付金につきましては、一時預かり事業及び放課後児童クラブ事業の財源として計上するものです。

以上で報告を終わります。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第3「報告第9号」を終わります。

◎日程第4「議案第6号返子市立図書館協議会委員の辞任及び任命について」

○大河内教育長

日程第4「議案第6号逗子市立図書館協議会委員の辞任及び任命について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○塚本図書館長

それでは、議案第6号逗子市立図書館協議会委員の辞任及び任命につきまして御説明申し上げます。

令和4年3月30日付で佐々木美佐子委員より辞任届が提出されました。このため、逗子市立図書館協議会条例第2条の規定に基づきまして、後任の委員を提案させていただくものです。

前任者は家庭教育の向上に資する活動を行うものとして、社会福祉法人青い鳥から推薦いただいております。後任委員も引き続き同団体から推薦いただいた角井総子氏をお願いしたいと考えておりますので、別紙名簿のとおり承認を求めるものでございます。

なお、逗子市立図書館協議会条例第4条の規定に基づき、任期は前任者の残任期間である令和5年5月29日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

○星山委員

ちょっと分からないので教えていただきたいんですけど、家庭教育の向上に資する活動というのは、図書館の協議会委員さんの中ではどうか、図書館の活動の中ではどういうことにするんですか。その方が求められている役割ってどんな内容なのか。もし分かれば教えてください。

○塚本図書館長

こちら家庭教育の向上に資する活動、図書館ですので、読書活動ですね、こちらを家庭教育として広めていただく、そういった活動を行っていただいている関係者の方になっていただいているものでございます。

社会福祉法人青い鳥は、逗子市子育て支援センターの運営を行っている団体さんとして、常日頃図書館とも連携を図り、おはなし会等を開催している場でもありますので、その辺り、親子とのふれあいの中での意見を聞きたく、こちらを提出している次第でございます。以上

です。

○星山委員

ありがとうございました。以前、何かちょっとお話ししたような気がするんですけど、図書館って、家庭教育という意味合いにおいて、いろいろな役割も負えるかなと思っていて、本の読み聞かせというところは導入としていいのですけれども、割と子育て支援施設に行くのと同じぐらい図書館に出かける親子、居場所として求めているおうちって多いので、このところが充実してくるといいのではないかななんて思いましたので、今後ともよろしくお願いします。

○塚本図書館長

ありがとうございます。

○大河内教育長

その他、御質疑、御意見はありますか。

○福田委員

ちょっといいですか、細かいことで。任期のところなんですけど、日付が、新たに任命する委員の開始の日付がないのは何か意味があるのですか。

○塚本図書館長

開始の日付につきましては、本日承認をいただけましたら、その日付となりますので、空欄とさせていただいておりました。

○福田委員

今日の日付ですね。

○塚本図書館長

御承認いただければ、本日の日付となります。

○大河内教育長

そのほかございますか。

ないようですので、それではこれより表決に入ります。議案第6号については、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第4「議案第6号」を終わります。

◎日程第5「議案第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実 施方針について」

○大河内教育長

日程第5「議案第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実
実施方針について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長

議案第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実
実施方針について、令和3年度事業に係る点検・評価の実施に当たり作成する必要があるため、御提案
をするものです。

議案に添付いたしました令和4年度（令和3年度対象）教育に関する事務の管理及び執行
の状況についての点検及び評価の実
実施方針、こちらを御覧ください。

まず、1の趣旨となりますが、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及
び評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、
事務の課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民へ
の説明責任を果たすことを目的に毎年実施するものです。

また、本市におきましては、教育委員会に属する事務のほか、教育委員会が補助執行によ
り行う事務、子育て支援課、保育課等に属する事務についても点検・評価の対象とし、実施
をいたします。

次に、2の点検及び評価の対象につきましては、逗子市総合計画実施計画の各取組の方向
に基づき設定をしております目標を対象にいたします。

資料を1枚おめくりいただきますと、こちらに記載の中ほどに記載してあります目標とい
うところが、こちらを点検・評価の対象としているものです。

資料のほうお戻りいただきまして、3番、点検及び評価の方法につきましてはですが、それ
ぞれの目標に対する取組や自己評価をとりまとめ、全体を通して学識経験を有する方からの
御意見、御助言をいただく形としております。

最後に4番、スケジュールになりますが、記載のとおり予定しております。10月の教育委
員会定例会のほうで議決をいただきまして、その後の市議会へ報告することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

○福田委員

確認なんですけれども、要するに逗子市総合計画実施計画2015年から2022年までの取組で、設定した目標から点検・評価をするということなんですけれども、例えばこのコロナ禍で状況が変わっているという中で、この目標を過去の基準に基づくのか、あるいは現在の状況を勘案して考慮していくのかという、そこら辺はどうなのですか。

○佐藤教育部次長

こちらにつきましては、コロナという異常といいますか、想定をしてない事態で、そういった御質問をこれまでもいただいているところです。実態といたしましては、目標としては設定した目標がございますので、総合計画に関しましても、あくまでもその目標は一義的な目標として据えておりますので、こちらに対する点検・評価を行うのですけれども、それぞれの事業でコロナ禍で影響を受けている部分がございますので、そちらについてはそういったことについて記載をした上で、点検・評価につきましては考慮した形で行っているというのが実態です。

○福田委員

そういうやむを得ない事情によって目標が到達できないというのは、十分に書いて点検をしていくとか、それから新たな試みというのも多分あると思うのです。コロナ禍でいろいろな試みをしていて、今までとは違った方向で動いているという、そういう部分を評価の対象にはなりにくいのですけれども、ぜひ記載していただいて、新しい芽を伸ばしていただきたいという形で対応していただければありがたいと思います。

○佐藤教育部次長

ありがとうございます。実際、コロナのおかげでといいますか、コロナの影響で、おっしゃられましたような例えばオンラインでの授業の取組ですとか、想定していなかったものが達成されていますので、それにつきましては昨年度、一昨年度も学識の先生のほうからも、私どもも事業の成果として記載をしております、先生のほうからも評価をいただいているところです。引き続きこのような形でやっていきたいと思います。

○大河内教育長

そのほかございませんか。

○星山委員

私、実は他市でこの点検・評価の委員をやっているのですけれども、同じことが課題にな

ってしまして、今、福田委員が御質問になったことは大変重要かと思えます。それで、もちろん前に計画したものに関して、コロナ禍で達成できないというところなのではありますけれども、何より重要なのは、想定していなかった問題が起きて、優先順位が入れ替わるというところなんです。その重点項目になるところが、多分変わっているんじゃないかなと思えますので、そこに関してはもう少し視点を変えて、新たな課題が生まれているということに関して何をしてくる、何が足りないのかということに関して、もし、ちょうど今年で2022年だから、また来年度以降新たな問題が、課題が生まれるときに、とにかく重点項目を入替えないといけないのではないかなというところをお願いしたいなと思えます。

それから、ちょっと後でも御質問しようかなと思っていたのですが、それに伴いまして、多分、不登校、いじめ、それからヤングケアラーの問題もそうなのですが、目に見えない子どもたちや御家庭への負担ですね。それがすごく見えないところにいるというところですね。この問題に関して、点検・評価、非常に難しいのだと思えます。もともと目標に入っていないので。でも、ここをほうっておくとすごく子どもたちの将来にも関わりがあるかなと思うので、随時そのところは新たな目標を立てていただく、あるいはまたこれから計画していただくときに、今、最重要課題にしなければいけないものは何なのかという検討を入れていただくと大変ありがたいのではないかなと思えます。よろしくをお願いします。

○佐藤教育部次長

ただいまの点につきまして、星山委員御指摘のとおり、実施計画の期間、2022年、本年度で現在の計画は一旦終了することになりまして、来年度以降も今、重点的な取組について各課でつくっているところです。そちらにつきましては、来年度からの事業ということになりますので、この事務の点検評価ということによって、再来年度の点検から新たな目標に基づいた実施となりますので、それまでの間というのは、今のままですと相変わらず同じ目標に基づいて実施をするということになっておりますが、今、星山委員のほうから御指摘いただいた点については、何かここでできるかどうかというのは検討したいと思えます。

○大河内教育長

そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、これより表決に入ります。議案第7号については可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第5「議案第7号」を終わります。

◎日程第6「その他」

○大河内教育長

続いて日程第6「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かありますか。

○塚本図書館長

図書館のほうから、逗子市子どもの読書活動推進懇話会設置について御報告申し上げます。

逗子市では、子どもの読書活動を推進するため、国の子どもの読書活動の推進に関する法律の規定に基づき、平成25年3月に第1次逗子市子どもの読書活動計画、平成30年3月には第2次計画を策定いたしました。この第2次計画の取組期間が令和5年3月31日までとなっており、次なる第3次計画を策定するに当たり、広く市民・関係者等の意見を聴取するため、逗子市子どもの読書活動推進懇話会運営要綱に基づく懇話会を設置いたしました。

設置期間は令和4年6月8日から令和5年3月31日までで、参加メンバーは公募市民、子どもの読書に関わる学校関係者、関係団体、子育て支援課の職員で構成しております。

今後の予定といたしましては、第3次計画の内容や具体的な施策等について懇話会に意見を伺い、併せて関係所管に第2次計画の具体的な取組状況について調査を行います。そして、それらの内容を反映させた原案を11月の教育委員会定例会で委員の皆様にお示しした上で、令和4年12月中旬から令和5年1月下旬にかけパブリックコメントを実施し、令和5年3月定例会に議案として提案させていただく予定です。そこで御承認いただければ、令和5年4月から施行するといったスケジュールとなっております。

以上で御報告を終わります。

○大河内教育長

それでは、ただいま説明いただいた本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、その他の議事として何かありますか。

○佐藤教育部次長

本日予定している案件は以上です。

○大河内教育長

それでは、各委員の皆様から、その他議事として何かありますかでしょうか。

○高橋委員

先日、小学校の運動会を見に行くことができて、まず1つは、グラウンドに全学年が一堂に会するという雰囲気、やっぱり運動会はこうでなくてはいけないなというふうに思いますし、高学年とかの集団演技とかに全校生徒が拍手を送るという、あの光景を私は見たときに、ちょっと本当にうるっときたようなことがありました。

やはり、外でということですので、多分学校としては暑いし、熱中症のこともあるので、マスクは取ってもいいですよという御指導をなさっているのだと思うのですが、やはりまだそういうときでも徒競走とかいろいろなきにも外していない子もいますし、強制できないことですが、これから、もう梅雨も明けましたし、熱中症だ、いろいろなことで家庭でもそういったことを少しずつ、なかなか、今までつけなさい、つけなさいと言っていたのを、取ってもいいよというふうに言うと、子どもたちもちょっと戸惑うところもあるので、その辺を家庭と学校とうまく連携しながら、少しずつ、場面場面に合わせてというのは、やはり大人もやっていかなければいけないなというふうに思いますし、その辺、少しずつ元の形に戻っていくような形になればいいのかなというふうに思いました。以上です。

○大河内教育長

高橋委員の御意見で、所管に何か聞くということではないですか。

○高橋委員

ではないです。

○大河内教育長

分かりました。

○福田委員

今、高橋委員がおっしゃったように、僕も学校訪問が始まって、久木小学校に金曜日でしたか、行きましてね。やはりこの暑さの中で授業を進めていく。実際にはマスクの着用に関して、かなり規制緩和の方向があるのですが、なかなか外してまでは臨めない。これは子どもたちも先生も、多分御家庭も苦慮しているところだと思うのです。今日、梅雨明けだという話になってきて、この6月後半から7月まで、あと1か月ぐらいですけれども、学校教育の中でどう対応していけばいいのか。何とかなるのではないかという部分と、いや、そうではなくて、もう少しきちっとした形で指導等の方向性を打ち出したほうがいいのかというところも議論の対象になってくると思うので、そこら辺、学校教育のほうで多分いろいろな問合せもまた入ってくると思うのですが、きちっとした方針をお持ち

ちいただいて御指導いただければというふうに思っています。大変難しい問題だと思うのですけれども、何とかね、高橋委員おっしゃったように、やはりマスクのない日常的な授業を何とか展開させてあげたいなという思いはありますので、ぜひ配慮いただきたいと思います。

○大河内教育長

私も議会の答弁の中で、マスクの着脱についてはお答えした部分があるのですが、大人はそういう場面場面で外す必要があるのであれば、例えば教員が子どもの前で外すとか、あとは、今、逗子のまちの中を歩いている、大人がやはり外してない方のほうが多いですよ。子どももやはり下校時にそういうのを見てしまって、自分も外せないという環境もあるのかなと思うのですが、先ほどお話がありましたけれども、梅雨が明けましたので、今日も朝から救急車の出動があったようですので、きちっとした方向で出していかなければならないのかなというふうに思いますが。

所管のほうで何かありますか。

○若林委員

保育園も厚生労働省のほうから強要しないということで、保育園では3歳児以上はマスクをつけて活動しているのですが、とにかく暑いので、特に散歩に行くときなんかは外して行くというふうに決めて、室内もなかなかクーラーもきかなかったり、クーラーをかけても換気しなければいけないので、その辺、暑さが心配で、マスクについては市民の方も含めて、周知していただかないと。コロナが始まったころにマスクしないで散歩に行っていたら、ちょっと市民の方からマスクつけてないというふうなお叱り、お電話があったりもしたものですから。今ちょっと緩和されてきているというのが、逗子市全体で周知して見守っていただかないと、なかなか外すのも勇気がいるとか、職員も含めて、そういったこともあります。今朝も朝8時でもう30度となると、子どもたちの登校、登園もそうですけれども、既に暑いと思うのですね。つけてみたよ、外してみたよという、アバウトな話ではなくて、きちんとした決定でやらないと、なかなか、熱中症に負けてしまうのではないかなと、心配なところがあります。

○大河内教育長

分かりました。

○村松教育部長

マスクの着用につきましては、逗子市におきましても新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、逗子市の取組方針の一部を改正してございます。ここで5月31日付なの

ですけれども、マスクの着用については国の基本的対処方針を踏まえて、屋内・屋外等において一定の条件下においてはマスクの着用が不要であること、特に夏場は熱中症予防の観点からマスクを外すことの推奨及び子どものマスクの着用の考え方について周知をするということを規定いたしました。厚生労働省が作成しておりますパンフレット、市の庁舎の中にも掲出してございますけれども、基本屋外ではマスクは、2メートル以上の距離があって会話等がなければいけないというようなことなどを、市民の皆様にも周知をしているところです。

学校につきましては、特に登下校や体育の授業、部活動においては適切な距離等を保った上で、マスクの着用は必要ないとしております。こういった内容を文部科学省の通知等に基づきまして行いましたし、学校教育課から室内の授業時であっても、換気ということも一つ重要なのですが、換気をした上で授業時間中、一定教員がマスクを外して児童・生徒にも外させる時間を設けるなどの工夫をしながら、熱中症予防との対応を図っていくというような通知をしたところでございます。

福田委員がおっしゃるように、マスクの着用について、両方の御意見があるのは事実でございます。教育委員会でも市民の方からいろいろな御意見が入っておりますけれども、まずは国の基本的対処方針等に沿ってやっていく中で、熱中症予防ということで、その取組をしていながら、両方の御意見を、子どもたちがマスクをつけている、つけてないで、いじめとか差別とかあってはいけないという、まずそのことと熱中症予防を両立させていくような取組、周知を図っているところでございます。保育園につきましても、保育課から国の方針等を御案内させていただく中で、対応をお願いしているところでございます。以上です。

○大河内教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

○星山委員

またコロナの予防注射などもあるのかなと思うのですけれども、またこれで夏休みにだんだん近づいてきて、子どもの居場所というところで、使えなくなっている施設などはないでしょうか。やむを得ないということで、随分長い間ストップしているのではないかなと思うのですが。最近言われているのは、やはり心の後遺症といいますか、居場所のない大人と子どもたちがいろいろな人間関係のところで非常に傷つけ合うような課題も多く指摘されているので、逗子は大丈夫というか、何か施設がずっと封鎖されたままとか、そういうことはないですか。

○島貫教育部次長（子育て担当）

コロナワクチンの接種会場といたしまして、スマイルのスポーツルームと、あと、このスタジオという部屋ですね、こちらは今、使えない状況に、一般的に貸出しをしてない状況になっております。一応今のところ、8月の末までということで、所管のほうからは依頼がきてございます。それ以降は、今、開放に向けて今、手続をとっているような状況がございませぬ。

○星山委員

ありがとうございます。またちょっと違う地域の動向で申し訳ないのですが、現在、多世代と子どもの居場所づくり、これは今いろいろな行政が課題にしていまして、学校外だけではなくて、学校内外の学びの場づくり、子どもの居場所づくり、それは経済的なことから学校へ行ける、行けないというところも全部超えまして、地域でいろいろな居場所をつくっていいのではないかという意見がたくさん生まれていますので、またこのような、なかなか横ばいで終息しませんが、できるところから取り組んでいけたらいいのではないかなというふうにも思いますので、これはいろいろなところの連携がないとできないことかなと思います。また何かお知恵がありましたら、居場所のないお子さんや、御家庭もなかなか孤立していると子育てが苦しいかなと思いますので、工夫がありましたらよろしくお願いします。

○大河内教育長

そのほか委員の皆さんございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上でその他についてを終わります。

次回の定例会についてですが、7月20日（水曜日）午後2時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知を申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会6月定例会を終了いたします。ありがとうございました。